

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

太田市長 清水 聖義

市町村名 (市町村コード)	太田市 (205)
地域名 (地域内農業集落名)	寺井地区 (寺井町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年9月26日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農事組合法人が設立されており、当該法人によって広く耕作され、農地の一定の集積・集約化が進んでいる。一方、農事組合法人の構成員を含む地区内農業者の高齢化が進んでいるため、担い手を確保する仕組みの構築が喫緊の課題である。水田地帯では農事組合法人による米麦、大豆の栽培が盛んであるが、個人農家については農業機械などの課題で大規模経営が難しい状況であり、分散する農地の集積・集約化を進めていく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農事組合法人が将来も継続的に運営できるような仕組みを確立し、主要農作物である米麦、大豆等の栽培ノウハウを若い人たちに引き継ぐ。また、同法人を中心にブロックローテーションにより年間通してできる作業を捻出することで雇用の促進を図る。そのため地域と担い手が一体となって農地を利用していくためにも、農業者同士で情報交換ができる体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	62 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	62 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

・農地中間管理機構を活用して、農事組合法人や認定農業者、新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
・耕作放棄地を含めた規模拡大進め、農業収益の向上を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向を斟酌したなかで段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、必要に応じて農用地の大区画化・汎用化等のため基盤整備を実施する。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針

・市やJAと連携したなかで地域内後継者の育成や地域外からの雇用等、多様な経営体の募集を促進するとともに、法人内での大型特殊免許の取得支援など農業機械オペレーターを育成することで、栽培ノウハウの継承を図る。

・農林水産大臣賞を受賞した「寺井の大豆」を軸に、ブランド化の推進、高収益化を進めつつ、地域コミュニティを活性化することで地域農業の魅力を発信し新たな担い手を確保していく。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内で農作業の効率化を図るため、必要に応じてJA等の農業支援サービス事業を利用し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨その他	/	

【選択した上記の取組方針】

⑤ 区域内の宅地または林地に介在するような畑地に関しては果樹等の新たな農産物を栽培し、区域内農地の維持・発展、遊休農地の発生防止を図る。

⑦ 現在、区域内で取り組んでいる「田んぼダム」を、防災上の観点からもその保水機能を十分に発揮させるように維持していく。

⑨ 区域内に都市計画決定がされている太田西部幹線の北進計画について、その整備に際しては営農への影響が最低限に留まるよう地元から配慮を求められている。